## 『使う？使わない？

新•事業承継税制の活用法と落とし穴平成 30 年度税制改正』 —お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。
お手数をお掛けいたしますが，下記のとおりご訂正のらえ，ご利用賜りますようお願 い申し上げます。
－141頁 下から6行目（下線部分）

| 誤 | 正 |
| :--- | :--- |
| •A社には，多額の譲渡損を抱えているよう <br> な不動産はない。 | •A社には，多額の含み損を抱えているよう <br> な不動産はない。 |

－147頁 5 行目（下線部分）

| 誤 | 正 |
| :---: | :---: |
| そこで次の問題は，相応の役員退職慰労金 としていくらを支給するかですが，最も気 にかけないといけないのは，税務上の適正額の範囲内かどうかという点です。適正額 を超えているということになると，超過部分について税務上は次のようなトリプルパ ンチのダメージを受けることになります。 <br> （1）役員退職慰労金を受け取った社長につ き，退職所得ではなく給与所得とされてしま ら。つまり，所得税率が $27.5 \%$ から $55 \%$ に引き上げられて所得税を追加支払いする必要がある。 <br> （2）（1）に合わせ，会社側では源泉所得税の追加納税が必要となる。 | そこで次の問題は，相応の役員退職慰労金と していくらを支給するかですが，最も気にか けないといけないのは，税務上の適正額の範囲内かどうかという点です。適正額を超えて いるということになると，超過部分について は，役員退職慰労金を支払った会社で損金に落とせない，つまり，超過額の $35 \%$ は法人税として納めることとなります。これは支払 った会社にとっては大きな痛手です。 |

$\square$
（3）役員退職慰労金を支払った会社で損金 に落とせなくなる。つまり，超過額の $35 \%$ は法人税として納めることとなる。
－149頁 下から 2 行目（下線部分）

| 誤 | 正 |
| :---: | :---: |
| 以上は，役員退職慰労金の金額の話です。 <br> 役員退職慰労金の否認では，金額の話だけ ではなく，実際には「退瞕」していないとし て，支給金額の全額が否認されるというヶー スも少なからずみられます。このケースでは否認されるのは退職金の全額ですからその金額も大きく，さらにダメージを負うことに なってしまいます。 | 以上は，役員退職慰労金の金額の話です。 <br> 役員退職慰労金の否認では，金額の話だ けではなく，実際には「退職」していない として，支給金額の全額が否認されるとい らケースも少なからずみられます。このケ ースでは否認されるのは退職金の全額で すからその金額も大きく，さらにダメージ を負らことになってしまいます。しかもこ のケースでは以下のとおりさきほど述べ たダメージ（1）だけではなく，（2）と（3）を含めたトリプルパンチのダメージを受け ることになります。 <br> （1）役員退職慰労金を支払った会社で損金に落とせなくなる。つまり，超過額の3 5 \％は法人税として納めることとなる。 <br> （2）役員退職慰労金を受け取った社長に つき，退職所得ではなく給与所得とされて しまう。つまり，所得税率が $27.5 \%$ か ら55\％に引き上げられて所得税を追加支払いする必要がある。 <br> （3）（2）に合わせ，会社側では源泉所得税の追加納税が必要となる。 |

平成 31 年 3 月

